

財務報告に係る内部統制システムの整備に関する基本方針

当社は、金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 の定めに基づき、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制を整備するため、財務報告に係る内部統制システムの整備に関する基本方針を以下のとおり定める。

1. 適正な財務報告を確保するための手続

- (1) 当社における財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく規程および規則等を策定し、これを運用する。
- (2) 取締役会は、当社における財務報告に係る内部統制システムが円滑に運用できるように努める。

2. 財務報告への虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応

当社における財務報告につき、重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別し、当社および当社グループ全体で虚偽記載が行われるリスクを低減するよう努める。

3. 財務報告への虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制

統制活動が適切に実行されることを確保するため、職務規程類および業務手順書等を整備し、内部統制の実行状況を踏まえ、必要な改善を行なうものとする。

4. 情報の伝達およびモニタリングの体制

当社財務報告に係る情報の適正性を確保するための仕組みを整備するとともに、モニタリングにより内部統制上の問題または不備を是正する体制を整備する。

5. 財務報告に係る内部統制に関する I T についての適切な対応

前記 1 から 4 までに掲げる方針および手続を運用するにあたり、I T 環境の適切な理解とこれを踏まえた I T の有効かつ効率的な利用を推進する。

以上

2006年	5月11日	制定
2015年	5月22日	改定
2016年	6月20日	改定